

議事日程(第10号)

諸般の報告(追加議案の送付、議会運営委員の辞任及び選任)

12月19日(木) 午前10時開議

上程	採決	日程	件名	付託委員会	委員会審査結果等	備考
起	—	1	議案第1号 令和6年度船橋市一般会計補正予算	予算決算	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三か佐
	簡	2	議案第15号 令和6年度船橋市一般会計補正予算	予算決算	可決(全)	可= 民主 公明 結 清風 共産 飛翔 市政 は三か 佐
簡	—	3	議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総務	可決(全)	可= 民主 公明 結 清風 共産[飛翔 市政]は[三]か [佐]
		議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	総務	可決(全)	可= 民主 公明 結 清風 共産[飛翔 市政]は[三]か [佐]	
起	—	4	議案第11号 千葉県競馬組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総務	可決	可= 民主 公明 結 清風[飛翔 市政 三]か[佐]
起	—	5	議案第16号 特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	総務	可決	可= 民主 公明 結 清風[飛翔 市政] はか[佐] 退= 中谷あやの 高橋けんたろう 岡田とおる つまがり俊明 神田廣栄 青木はるか 市川たけし (「民主」の池沢みちよ、朝倉幹晴、浦田秀夫は否決)
起	—	6	議案第2号 船橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 [は]三[か 佐]
起	—	7	議案第6号 船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三[か 佐]
		議案第7号 船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三[か 佐]	
		議案第8号 船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三[か 佐]	
		議案第9号 船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三[か 佐]	
		議案第10号 船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について	健康福祉	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 三[か 佐]	

— 起 —	8	議案第13号	四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	健康福祉	可決	可= 公明 結 清風 飛翔 市政 三 [か 佐] 退= 斉藤誠 (「民主」の中谷あやの、 岡田とおる、つまがり俊 明、川井洋基、神田廣栄 は可決)
— 簡 —	9	議案第3号	船橋市道路占用料条例等の一部を改正する条例	建設	可決 (全)	可= 民主 公明 結 清風 共産 飛翔 市政[は 三 か 佐]
		議案第5号	都市計画道路3・4・27号線橋りょう上部工工事請負契約の締結について	建設	可決 (全)	可= 民主 公明 結 清風 共産 飛翔 市政[は 三 か 佐]
		議案第14号	市道の路線認定及び変更について	建設	可決 (全)	可= 民主 公明 結 清風 共産 飛翔 市政[は 三 か 佐]
— 起 —	10	議案第4号	船橋市公民館条例の一部を改正する条例	文教	可決	可= 民主 公明 結 清風 飛翔 市政 [は 三 か]佐
— 起 —	11	発議案第1号	中小企業への直接支援を強化し、全国一律で最低賃金時給1,500円を実現するよう求める意見書	市民環境 経済	否決	可= 共産[三] (「民主」の浦田秀夫は可 決)
— 起 —	12	陳情第40号	新医療センター用地が超軟弱地盤であると判明したため、建て替え適地の再検討を市に要請することに関する陳情	健康福祉	不採択	採= 共産 (「民主」の中谷あやの、 池沢みちよ、朝倉幹晴、 「飛翔」の今仲きいこは採 択)
— 起 —	13	陳情第41号	念田川を改修するよう求める陳情	建設	不採択	採= 共産 (「民主」の中谷あやの、 池沢みちよ、朝倉幹晴、 「飛翔」の今仲きいこは採 択)
— 起 —	14	陳情第42号	政務活動費の情報公開推進に関する陳情書			
—	15	議案第18号	令和6年度船橋市一般会計補正予算			
—	16	市長からの報告第1及び例月現金出納検査結果報告の件				
—	17	会議録署名議員の指名				

委員会審査結果欄の(全)は、委員会における審査結果が全会一致であったものです。

[ ]で囲った会派等は、その委員会に委員がいないこと、委員長のみであること等により、委員会で表決を行っていない会派等です。